

平成 24 年度報酬改定（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

共通事項

◆新規加算

◎送迎加算（片道 27 単位） ※「送迎加算に関する届出書」の提出が必要

居宅と事業所との送迎を行った場合について、片道につき所定の単位数を加算する。



- 当該月において 1 日の送迎人数の平均が 10 人以上（ただし、定員 20 人未満の事業所にあつては、定員の 100 分の 50 以上）で、かつ、週 3 日以上実施していること
- 送迎を外部委託により実施した場合も加算の対象
- 居宅以外の場所と事業所との間の送迎は対象外
- 利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象外

片道・往復利用問わず実人数で判断

◎障害福祉サービスの体験利用支援加算（300 単位/日） ※施設入所者に限る

利用者が、地域生活への移行に向けて 指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であつて、当該事業所の従業員が所定の支援を行った場合に本体報酬に代えて算定する。



- 対象となる支援の内容
 - ・ 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援
 - ・ 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助

- ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整
- イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等
- ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助

- 体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外に本体報酬及び加算は算定できない。
- 原則として体験利用日に算定することとなるが、体験利用日以前に連絡調整等の援助を行っている場合は、当日の支援がなくても体験利用日の初日に限り算定することが可能

◎福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算（別紙参照）

生活訓練

◆新規加算

◎医療連携体制加算（Ⅲ）（500 単位/日）

医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が **認定特定行為業務従事者** に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。



- 指導対象となる行為は **喀痰吸引**（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び **経管栄養**（胃ろう、腸ろう、経鼻）
- 加算は看護職員の数に着目して算定するため、利用者が複数いる場合又は複数の看護職員が指導に当たった場合、算定単位数が変動する。

500 単位 × 看護職員数



当該月の事業所の利用者
のうち、たんの吸引等が
必要な利用者数



1 人当たりの単位数 / 日
※1 単位未満の端数切捨

【例】

4 月中に、たんの吸引等が必要な利用者が 3 人いる事業所に、4 月 1 日は看護職員 2 人が、4 月 20 日は看護職員 1 人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

- ・ (500 単位 × 2 人) ÷ 3 人 = 333.3 単位 → 333 単位 / 日 (4 月 1 日分)
- ・ (500 単位 × 1 人) ÷ 3 人 = 166.6 単位 → 166 単位 / 日 (4 月 20 日分)

※ (500 単位 × 3 人) ÷ 3 人 = 500 単位 / 月とするのではない。

333 単位 + 166 単位 = 499 単位 / 月

別に事業所としての「喀痰吸引等事業者」の登録及び従業者の「認定特定行為業務従事者」の登録が必要

◎医療連携体制加算（Ⅳ）（100 単位/日）

喀痰吸引等が必要な者 に対して、**認定特定行為業務従事者** が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。
(ただし、医療連携体制加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定対象となる利用者については算定できない)

◎看護職員配置加算（Ⅰ）（18 単位/日） ※「看護職員配置に係る届出書」の提出が必要

健康上の管理などの必要がある利用者があるために、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所に対し、1日につき所定の単位数を加算する。



- 看護職員：保健師又は看護師（准看護師を含む）
- 医療連携体制加算を算定している事業所については、当該加算は算定できない。

宿泊型自立訓練

◆本体報酬

◎長期間の支援が必要な利用者に対する報酬の見直し

長期間入院していた者など長期間の支援が必要な利用者に係る報酬単位について、利用開始から3年間は一定(267単位/日)とする。

H24.3まで

利用期間が2年間以内の場合 : 267単位

利用期間が2年間を超える場合 : 160単位



H24.4以降 長期入院者等の場合

利用期間が3年間以内の場合 : 267単位

利用期間が3年間を超える場合 : 160単位

◆新規加算

◎看護職員配置加算(Ⅱ)(13単位/日) ※「看護職員配置に係る届出書」の提出が必要

健康上の管理などの必要がある利用者があるために、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所に対し、1日につき所定の単位数を加算する。



看護職員：保健師又は看護師（准看護師を含む）

医療連携体制加算を算定している事業所については、当該加算は算定できない。

◎医療連携体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)

医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が看護の提供を行った場合に所定の単位数を加算する。

※(Ⅰ)：500単位/日（利用者1名に対し看護の提供を行った場合）、(Ⅱ) 250単位/日（2名以上の利用者に対し看護の提供を行った場合）



看護職員：保健師又は看護師（准看護師を含む）

1回の訪問につき、利用者8名が限度

看護師の派遣については、外部の医療機関への委託だけでなく、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合又は事業所で看護職員を雇用した場合も算定は可能

◎医療連携体制加算（Ⅲ）・（Ⅳ）

生活訓練と同様

◎夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）（12 単位/日） ※「夜間防災・緊急時支援体制加算届出書」が必要

夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制を確保している事業所に対し、利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。



- 必要な防災体制とは
 - ・警備会社と警備業務に係る委託契約を締結する場合
 - ・自動通報装置を設置し、緊急時に速やかに対応できる体制を整えている場合
- 夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）と併せて算定することが可能

◎夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）（10 単位/日） ※「夜間防災・緊急時支援体制加算届出書」が必要

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している事業所に対し、利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。



- 常時の連絡体制とは
 - ・事業所の従業員が常駐する場合
 - ・携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合
 - ・※指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（ケアホームの夜間支援体制加算（Ⅱ）及びグループホームの夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者により確保されている場合は対象外
- 夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）と併せて算定することが可能

◆既存加算（変更点）

◎通勤者生活支援加算 ※「地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算に係る体制」の提出が必要

対象要件の緩和

通常の事業所に雇用されている利用者の割合 70%（H24.3まで） → 50%（H24.4以降）に緩和

◎食事提供体制加算の算定区分の変更

42単位（食事提供体制加算（Ⅰ）） → 68単位（食事提供体制加算（Ⅱ））に変更

Q&A(H24.330 国資料抜粋)

（食事提供体制加算【宿泊型自立訓練】）

日中活動サービスを利用し、昼食の提供を受けた利用者について、食事提供体制加算を算定することは可能か。

（答）

宿泊型自立訓練における食事提供体制加算については、主に夜間の食事を提供する体制について評価するものであり、昼間の食事提供体制を評価する日中活動サービスの食事提供体制加算との併給は可能である。